



## 佐倉市と岩渕薬品株式会社との連携協力に関する包括協定書

佐倉市と岩渕薬品株式会社（以下「両者」という。）は、相互に連携・協力し、市民が安心して暮らせるまちづくりのため、次のとおり連携協力に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が包括的な連携のもと、市民が安心していつまでもいきいきと健やかに過ごせるまちを実現することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力するものとする。

- (1) 市民の健康づくりに関すること
- (2) 市民の見守りサービスに関すること
- (3) 災害時の水の供給に関すること
- (4) その他両者が協議し必要と認められること

（協議）

第3条 連携協力のための具体的事項については、個別に協議して定めるものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、いずれか一方から期間満了の3ヶ月前までに特段の申出がない限り、期間満了の日から1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、両者協議のうえ、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名の上、各1通を保管する。

令和2年 8月20日

千葉県佐倉市海隣寺町97

佐倉市

市長

（自署）

西田 三十五

千葉県四街道市鷹の台1-5

岩渕薬品株式会社

代表取締役社長

（自署）

岩 渕 琢 磨